

香芝市上下水道事業告示第2号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は令和5年2月20日から3月7日まで、香芝市上下水道部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

令和5年2月20日

香芝市上下水道事業の管理者の権限を行う市長
香芝市長 福岡憲宏

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

令和5年3月7日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

五位堂一丁目地区、鎌田地区、上中地区、穴虫地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 五位堂一丁目地区

枝線

管路番号	起点	終点
3440	五位堂一丁目332番地9	五位堂一丁目333番地2

(2) 鎌田地区

枝線

管路番号	起点	終点
4028	鎌田373番地9	鎌田373番地39

(3) 上中地区

枝線

管路番号	起点	終点
4562	上中1180番地18	上中1180番地5

(4) 穴虫地区

枝線

管路番号	起点	終点
4562	穴虫701番地1	穴虫701番地3

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別

分流式

5 終末処理場の位置及び名称

奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地

奈良県第二浄化センター